

個人情報保護違反に関する 東京地裁平成25年3月28日判決の評釈 —判例の位置づけ・法人の不法行為・過失・損害を中心として—

橋本勇人^{*1} 品川佳満^{*2}

要 約

本研究の目的は、個人情報保護違反に関する東京地裁平成25年3月28日判決を題材に、事例の位置づけ及び法的問題の一端を明らかにすることである。そのため、判例を分析した結果、以下のことが分かった。1) このタイプの事件は、筆者らが分析した263件の医療機関の個人情報保護違反の事故から得られたパターンの約33%を占める代表的なものである。2) 本件不法行為の法律構成は、民法709条による法人の不法行為責任によっているが、715条の使用者責任による解決も可能である。3) 過失については、予見義務違反、結果回避義務違反、予見可能性＋結果回避義務違反の構成が考えられるが、いずれの考えによっても本件では、過失を認定することができる。4) 損害の発生については、パソコンにパスワードが掛けられており個人情報が具体的に漏えいしていないが、その内容が機微な情報の場合には、本人の受忍限度を超え損害を認定することができる。

1. はじめに

本研究では、個人情報保護違反に関する東京地裁平成25年3月28日判決を題材に、個人情報保護違反の事例の位置づけ及び法的問題の一端を明らかにすることを目的としている。この点、人類でもっとも歴史のある法学や医学の世界では、科学として確立した判例研究や症例研究の方法による積み重ねにより、EBP (Evidence Based Practice) がなされてきた。そのため本論文でも、基本的には伝統的な法律学の判例評釈の方法により、EBPに資するように事実の概要、判旨、本判例の分析(解説)という手順で分析を進めた。ただし、裁判実務の世界では、判例として定着するとその後は結論の決まった裁判にまで至らないで解決することが多い。そのため、具体的な裁判にまで至る事故は、実際に起きた個人情報に関する事故の氷山の一角にすぎないことになる。また、原告・被告が争い、裁判所はその争った部分について判断するという現行の当事者主義的訴訟構造の下では、例え大切なことであっても当事者

が争っていないことについては、裁判所は判断しないことになる。そこで、個人情報保護違反の事例の位置づけ及び法的問題の一端を明らかにするという本研究の目的から、この事故の起きた2011(平成23)年を含む、2008年から2012年12月までの5年間の患者の個人情報保護違反に関する裁判にまで至らなかったものを含む新聞記事やホームページで認知された全263件の事故を分析した筆者らの先行研究¹⁾で得られた知見を加味して、本判例の分析を行った。また、当事者が主張していないことであっても法的に大切であると思われる論点については、分析対象に加えて検討を行った。なお、本件の事実の概要及び判旨はLEX/DB²⁾で得られた情報をもとにしている。

2. 事実の概要

原告患者Xは、被告Y(法人)の運営するA病院で、平成16年10月4日に乳がんの手術を受け、平成21年1月20日には乳房の再建手術を受けた。A病院の医

*1 くらしき作陽大学 子ども教育学部 子ども教育学科

*2 大分県立看護科学大学 健康情報科学研究室

(連絡先) 橋本勇人 〒710-0292 倉敷市玉島長尾3515 くらしき作陽大学

E-mail: hhayato@crocus.ocn.ne.jp

師 B は、平成23年10月19日、原告 X を含む患者の個人情報データ（以下「本件データ」という）をノートパソコン及び USB メモリに複製し、内部の規程に従うことなく院外に持ち出した。医師 B は、同日夜、友人宅を訪問し、本件データの入ったパスワードロックが付されているパソコンを自動車内に放置したままにしていたところ、同月20日、車上荒らしにあってこのパソコンを盗難されてしまった。本件データには、患者の病気に係る情報や時系列で手術前後3方向からの患者名が入った臨床写真が含まれていた。ただし、パスワードロックが付されていることから、本件データが公開されるなどした事実があるものとはうかがわれない。このような事実関係の下で、被告 Y の過失により原告 X の内心の静穏な感情という人格的利益が侵害されたとして、民法709条による不法行為を理由に被告 Y（法人）を相手として、少なくとも141万円の慰謝料が認められるべきであるとして損害賠償の請求をしたものである。なお、被告 Y（法人）が患者の個人情報を適切に管理しなかった過失があることについては、両者に争いはない。

3. 判旨

一部認容（被告 Y に対し、原告 X に30万円の支払いを命じる）

（ア）各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきであるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである（最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653頁）。

（イ）…、被告には、患者の個人情報を適切に管理しなかった過失があり、その結果、本件データがノートパソコンに複製されて院外に持ち出され、このノートパソコンが盗難されるに至ったものと認められる。本件データには、患者の病気に係る情報、時系列で手術前後3方向からの患者名が入った臨床写真が含まれており、その中には原告が乳がんの治療を受けた際の情報及び臨床写真も含まれていた。このような原告に関する情報は、プライバシーに属するものの中でも、とりわけ秘密性の高い情報に属するものというべきである。そして、原告は、自身

に関する電子情報が外部に流出したことを知って、今後、あらゆる人がこの電子情報を閲覧することができるようになるかもしれない、自分の知らないうちにそのような状態が生じているかもしれないなどといった思いが念頭を離れなくなり、このことによって強い精神的苦痛を被っているものと認められる。以上によれば、被告の過失による原告の内心の静穏な感情に対する侵害は、受忍すべき限度を超えており、不法行為の成立を認めるのが相当である。

（ウ）他方、本件データが複製されたノートパソコンにはパスワードロックが付されているものと認められる。したがって、その意思及び能力を有する者が、このパスワードを解除した上で本件データを公開するなどしない限り、本件データが多数の者に知れ渡る状態に置かれることはあり得ないと考えられるし、本件データが公開されるなどした事実があるものともうかがわれない。…本件データ内の原告の臨床写真に顔が撮影されていたとか、そのような趣旨の説明が原告にされたなどと認めるに足りる証拠はない。

これらの事情を総合的に考慮すれば、被告の過失による原告の人格的利益の侵害について、30万円の慰謝料を認めるのが相当である。（下線は筆者らが付した。）

4. 本判例の分析

4.1 患者の個人情報取り扱い事故全体における本判例の位置付け

本件事故は、医師が規定に違反してパソコン及び USB メモリにデータを複製して持ち出し、その後自動車内に放置していたところ、車上荒らしにあってパソコンを盗難されてしまったというものである。このような事故は、患者の個人情報取り扱い事故のなかでどのようなパターンに分類することができ、またこの時期にどれくらいの頻度で発生しているのだろうか。本件事故の位置付けが、まず問題となる。

この点につき筆者らは、当該事故の起きた2011（平成23）年を含む、2008年から2012年12月までの5年間の患者の個人情報保護違反に関する裁判にまで至らなかったものを含む新聞記事やホームページで認知された全263件の事故を分析した¹⁾（表1参照）。その結果、263件の医療機関の関係する事故を認知することができた。次いで、これらを「意識型 ABC」、「うっかり型 ABC」、「第三者介入型 ABC」の計9類型に分類した。本件は、医師がルール違反を意識してデータを持ち出し、その後車内に放置していたところ盗難にあったものであるから、意識型

表1 ルール違反との関係からみた事故パターンの分類結果

事故パターンカテゴリ		具体例	件数
意識型	A	ルール違反の意識あるいは意識の可能性がある行為 + 意識していない過失(紛失・置き忘れ・盗難等)	87
	B	ルール違反を意識して持ち出し + 意識して流出(≒確信犯)	7
	C	ルール違反の意識はあるが、事故とルール違反との間に因果関係はない	8
うっかり型 (過失不明なものも含む)	A	ルールがあるにもかかわらず、うっかりルール違反	28
	B	ルールが無かった、もしくは、不明だが、うっかりがあったことは確か	84
	C	落ち度は不明 (無いことのみ分かっている)	13
第三者介入型 (内部犯行を含む) ※	A	ルールがあり、守っている (手落ちなし) + 内部または外部の故意行為の介入(盗難など)	1
	B	ルールがあるにも関わらず、守っていない(手落ちあり) + 内部または外部の故意行為の介入(盗難など)	3
	C	ルールがなかった、もしくは、手落ち不明 + 内部または外部の故意行為の介入(盗難など)	32

※自らの故意行為が入っている場合は、すべて意識型に分類している。

出典:筆者ら作成¹⁾

A「ルール違反の意識あるいは意識の可能性のある行為+意識していない過失(紛失・置き忘れ・盗難等)」に分類することができる。また、この意識型Aは、全263件の事故のうち87件(約33%)を占めるものであることから、本判例は、患者の個人情報取り扱い事故の典型的なものを取り扱ったものとい

うことができる。

4.2 法的構成：民法715条の使用者責任か709条の法人の不法行為責任か

では、患者XがA病院の経営主体であるY法人に損害賠償責任を求める場合、どのような法的構成になるであろうか。

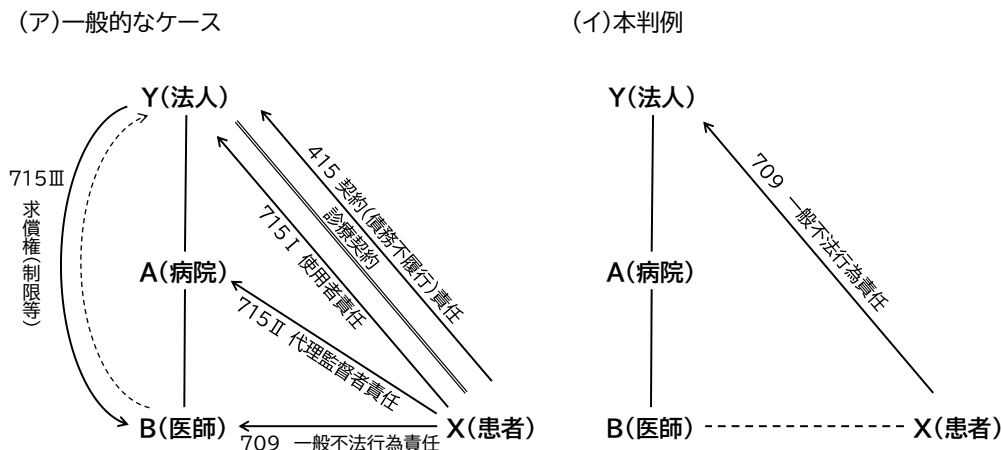


図1 法人の不法行為に関する法的構成

この点につき一般的には、患者XとA病院の経営主体であるY法人との間に、委任・準委任契約（民法656条）類似の診療契約が締結されていると考えることができる。この診療契約の内容には患者Xの個人情報保護に関する義務も含まれることから³⁾、患者XはY法人に対して債務不履行責任（民法415条）を追求することが考えられる。同時に医師Bに対しては、民法709条に基づく一般不法行為責任を、使用者Y法人に対しては使用者責任を（民法715条1項）、A病院の病院長等に対しては代理監督者の責任を（民法715条2項）追及することが考えられる。この場合Y法人が患者Xに損害賠償をした場合、Y法人は医師Bに対して求償権を行使することができるが（民法715条3項）、損害の公平な負担の見地からその額が制限され⁴⁾、さらには被用者が損害賠償をしたときは、損害の公平な分担の見地から使用者に求償権を行使することができるというのが判例の立場である⁵⁾（図1(ア)参照）。しかし、本件では、患者XはY法人に対して、法人自身の不法行為（民法709条）の責任を追及している（図1(イ)参照）。そこで本来なら、民法715条の使用者責任か民法709条の法人の不法行為責任かが問題となる（本件の場合、当事者が709条で合意しているため問題とならなかった）。

この点につき、古くは法人擬制説の立場から、旧民法44条の理事等がなした不法行為以外、法人は不法行為をなしえないとされてきた。判例は、熊本水俣病事件判決⁶⁾で、「排水の放流が、被告の企業活動そのものとしてなされたという意味で過失の責任を免れないものといわなければならない」として法人自身に民法709条の責任を認めた。その後もカネミ油脂事件判決⁷⁾等で法人自身に民法709条の責任を認め、本件に近い医療過誤訴訟でも、分娩中の事

故で産科医師や看護師の過失を否定しながら病院自身の監視体制の過失を理由に民法709条の責任を認めている⁸⁾。しかしその後、クロロキン薬害一次訴訟⁹⁾や信楽高原事件判決¹⁰⁾や過労死が問題となった最初の電通事件においては¹¹⁾、法人の代表者に高度の注意義務を課しながら、709条ではなく、（旧）44条や715条によっている。

学説上は、715条を中心とする従来の枠組みに対して、神田は現代の企業実体及び加害行為をした特定の被用者の過失の立証の困難さ等を理由に、企業それ自体を行為主体として民法709条に基づく不法行為責任も肯定した¹²⁾。これに対して平井は、法人には自由な意思決定に基づいてなされた挙動があり得ないこと等を理由に、709条の適用を否定し、（旧）民法44条及び715条によることを主張した¹³⁾。また潮見は、組織の構造に着目して被用者の選任監督義務（715条）だけではなく、一般的組織編制義務を理由とする709条責任を肯定している¹⁴⁾。さらに前田は、「...法人それ自体が不法行為上の義務を負うことが正当化されるならば、②そこでは具体的にどのような義務が問題となっていくのか、③この義務がどの条文に位置づけられるのか...」といった点を問題とすべきと主張している¹⁵⁾。なお瀬川は法人の709条責任の問題を、「法人の活動による侵害に対し、(a)過失・因果関係の立証責任を軽減し、(b)法人の理事・被用者等の責任を問うことなく、(c)法人の注意義務を広範で高度のものにし、もって被害者保護を図るものである。」と整理している¹⁶⁾。

以上を前提に本件を見ると、「医師Bが規定に違反してパソコン及びUSBメモリにデータを複製して持ち出し、その後自動車内に放置していたところ、車上荒らしにあってパソコンを盗難されてしまった」と過失の構造が明らかになっており患者X

に立証上の不利益はなく、かつ被用者B（医師）に709条の損害賠償責任を負わせても酷とはいえない。とするならば、Y（法人）に709条の不法行為責任を追及する法的構成が絶対的なものではなく、医師Bに709条の不法行為責任を追及し、Y法人に715条の不法行為責任を追及する伝統的な法的構成も十分考えられるケースであったといえる。

4.3 医師B及びY法人の過失の有無

本判決では、原告Xと被告Yとが争っていないため問題となっていないが、通常は過失の有無も争点となる。709条の過失の意義については、従来、不法行為責任の主観的要件と位置付け、「予見義務違反」であると考えられてきた。しかし現在では、「過失を客観的な行為態様に対する評価（結果回避義務違反という行為態様）である」（新過失論）という考えが多数説になっている¹⁷⁾。そうすると、過失の意義については、従来の「予見義務違反」、近時の「結果回避義務違反」、両者を合わせた「予見可能性＋結果回避義務違反」を考えることができることになる。

本件の事案では、医師Bに709条の不法行為を認め、Y法人に715条の使用者責任を認める法構成では、まず医師Bにこの意味の過失が必要となるが、「規定に違反してパソコン及びUSBメモリを複製して持ち出し」たこと、及び「その後自動車内に放置していた」のであるから、いずれの過失論によっても過失を認定できる。問題は、Y法人に715条の使用者責任が成立するためには、「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったこと」をY法人が立証できなかったことが必要なことである（715条1項但書）。この場合の過失の有無について参考になるのが、個人データの安全管理措置を定めた個人情報保護法23条及びそれを具体化した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」である¹⁸⁾。ここでは、事業者の規模も視野に入れながら、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置について具体的に例示している。したがって、稀ではあるが、Y法人がこれらの自己責任的色彩の強い安全管理措置を尽くしたことを立証すれば715条の使用者責任を免れる可能性があったといえよう。

他方、Y法人に709条の一般不法行為責任を追及する法構成では、過失を結果回避義務と捉えることになる。この結果回避義務の具体的な内容が、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を尽くしたかが中心になる。

なお、筆者らの事故類型策定¹⁾にあたっては、当初、潮見の組織編制義務¹⁴⁾類似の発想のもとで過失を類型化しようとした。しかし、実際の個人情報保護違反の大部分の事案が企業組織の問題とするまでもなく個人の行為の問題に還元できたし、当時与えられた条件のもとで具体的な組織編制義務違反を類型化することは困難であった。そこで、違反した個人と違反した規定を起点とした分類となっている。その際、故意論（刑法の認識説か認容説か）、過失論（民法の予見可能性か結果回避義務か）等の学説の争いに巻き込まれるのを防ぐため、法律学の論争を意識しながらも「意識型ABC」、「うっかり型ABC」、「第三者介入型ABC」という、いずれをも包摂する緩やかな類型を採用している。

4.4 損害の発生の有無

本件で具体的に争われたのは、損害の発生の有無である。なぜなら、本件ではノートパソコンにはパスワードロックがかけられており、具体的な患者Xの個人情報が漏洩したわけではないが、この場合にも損害があるかどうかかが問題となるからである。

この点本判例は、「人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきであるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである（最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653頁）」とし、「本件データには、患者の病気に関する情報、時系列で手術前後3方向からの患者名が入った臨床写真が含まれており、その中には原告が乳がんの治療を受けた際の情報及び臨床写真も含まれていた。このような原告に関する情報は、プライバシーに属するものの中でも、とりわけ秘密性の高い情報に属するものというべきである。そして、原告は、自身に関する電子情報が外部に流出したことを知って、今後、あらゆる人がこの電子情報を閲覧することができるような状態になるかもしれない、自分の知らないうちにそのような状態が生じているかもしれないなどといった思いが念頭を離れなくなり、このことによって強い精神的苦痛を被っているものと認められる。以上によれば、被告の過失による原告の内心の静穏な感情に対する侵害は、受忍すべき限度を超えており、不法行為の成立を認めるのが相当である。」と判示し、慰謝料141万円の請求に対して30万円に減額して一部認容した。

この「内心の静謐な感情」侵害という法律構成に対しては、『直接の開示』のない本件でも、『開示』

事案として、プライバシー権の侵害を認めるべき」であったとの批判もある¹⁹⁾。しかしいずれにせよ、パスワードロックがかけられており、具体的な患者Xの個人情報が漏洩したわけではない場合でも不法行為責任自体は成立し、その損害額の算定に影響を与えるに過ぎないことになる。その際、医療情報でも「とりわけ秘密性の高い情報」は増額に、顔が撮影されていない点は減額に評価されていると考えられる。

5. おわりに

本研究では、基本的には法律学の伝統的な手法である判例評釈の手法により、東京地裁平成25年3月

28日判決を題材に分析した。その際、まず筆者らの同時期の個人情報保護に関する事故の分析結果を加味することにより、本判例の位置付けを明確にした。また、本件で具体的に争われている「損害」の発生の有無に加えて、たまたま争われていない「法的構成（法人の不法行為の成否）」及び「過失の有無」についても検討を加えることにより、本判決のもつ意味をより明確にした。今後は、他の類型（表1）に該当する個人情報保護に関する判例分析を積み重ねることにより、いまだ明らかとなっていない個人情報保護違反の全体像をより明確にしていきたいと考えている。

謝 辞

本研究はJSPS 科研費 JP21K10551の助成を受けたものです。

文 献

- 1) 品川佳満，橋本勇人：患者の個人情報取り扱い事故のパターンと違反したルールに関する分析，川崎医療福祉学会誌，24(2)，221-227，2015。
- 2) LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース：東京地裁平成25年3月28日判決。
<https://lex-lawlibrary-jp.kwansei.remotexs.co/lexbin/ShowZenbun.aspx?sk=638734893093905097&pv=1&bb=25511605>（2025.1.26確認）
- 3) 手島豊：医師患者関係における医療情報の民法的側面，甲斐克則編 医療情報と医事法，信山社，東京，82-86，2019。
- 4) 最判昭和51年7月8日最高裁判所民事判例集30巻7号689頁
- 5) 最判令和2年2月28日最高裁判所民事判例集74巻2号106頁
- 6) 熊本地判昭和48年3月20日判例時報696号15頁
- 7) 福岡地判昭和52年10月5日判例時報866号21頁
- 8) 横浜地判昭和58年5月20日判例タイムズ506号167頁
- 9) 東京地判昭和57年2月1日判例時報1044号19頁
- 10) 大阪地判平成11年3月29日判例時報1688号3頁
- 11) 最判平成12年3月24日最高裁判所民事判例集54巻3号1155頁
- 12) 神田孝夫：不法行為責任の研究—責任主体論を中心に—，一粒社，愛知，1988。
- 13) 平井宜雄：債権各論Ⅱ 不法行為，弘文堂，東京，2019。
- 14) 潮見佳男：不法行為法，信山社，東京，1999。
- 15) 前田太朗：法人の不法行為責任論に関する一考察—「新たな不法行為上の義務」の確立を目指して—，早稲田法学会誌，59(1)，483，2008。
- 16) 瀬川信久：法人の不法行為，内田貴，大村敦志編，民法の争点，有斐閣，東京，276-277，2007。
- 17) 窪田充見：過失論の新たな展開，内田貴，大村敦志編，民法の争点，有斐閣，東京，270-273，2007。
- 18) 個人情報保護委員会：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編），
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/，2016.2022改訂（2025.2.5確認）
- 19) 山本龍彦：個人情報の管理，甲斐克則，手嶋豊編，医事法判例百選 第3版，別冊ジュリスト 第258号，有斐閣，東京，46-47，2022。

（2025年5月14日受理）

Commentary on the Tokyo District Court's March 28, 2013 Judgment on Personal Information Protection Violations: Focusing on the Position of the Judicial Precedent, Corporate Torts, Negligence, and Damages

Hayato HASHIMOTO and Yoshimitsu SHINAGAWA

(Accepted May 14, 2025)

Key words : personal information, case law, corporate torts, negligence, damages

Abstract

The purpose of this study is to clarify the position of the case and some of the legal issues involved, using the March 28, 2013 decision of the Tokyo District Court regarding the violation of personal information protection. As a result of analyzing the precedents, the following findings were obtained. 1) This type of case is representative of about 33% of the pattern obtained from the 263 incidents of personal information protection violations at medical institutions analyzed by the authors. 2) The legal structure of the tort in this case is based on the tort liability of corporations according to Article 709 of the Japanese Civil Code, but it is also possible to settle the case by employer's liability according to Article 715. 3) Regarding negligence, there are three possible configurations: breach of duty to foresee, breach of duty to avoid the consequences, and foreseeability plus breach of duty to avoid the consequences. 4) Regarding the occurrence of damage, if the personal information was not specifically leaked because the computer was password-protected, but the content of the information is sensitive, the damage may be found to exceed the limit of acceptance by the individual.

Correspondence to : Hayato HASHIMOTO

Department of Childhood Education

Faculty of Childhood Education

Kurashiki Sakuyo University

3515 Tamashima Nagao, Kurashiki-shi, 710-0292, Japan

E-mail : hhayato@crocus.ocn.ne.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.35, No.1, 2025 243–249)